

厚生発 1125 第 4 号
令和 6 年 11 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食事による栄養摂取量の基準の一部改正について

食事による栄養摂取量の基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 339 号）（別添参照）が、令和 6 年 11 月 22 日に告示され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係方面への周知についてよろしく御配慮願いたい。

記

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 において、厚生労働大臣は、国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量の基準（以下「食事摂取基準」という。）を定めるものとされている。

食事摂取基準については、5 年ごとに食事摂取の現状や最新の知見等に基づき改定を行っており、今般取りまとめた「日本人の食事摂取基準（2025 年版）」策定検討会報告書」（令和 6 年 10 月 11 日公表）の内容に沿って、食事摂取基準について改定することとする。

（参考）「日本人の食事摂取基準（2025 年版）」策定検討会報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44138.html